

令和 8 年度

唐津市男女共同参画推進市民提案事業

[Q & A]

- 1 事業の目的について
- 2 事業の対象について
- 3 申込対象者について
- 4 委託料について
- 5 実施後の結果報告について
- 6 その他

令和 8 年 4 月

1 事業の目的について

(問1) 市民提案事業の目的は何ですか。

(答え) この事業は、男女共同参画社会の実現を目的とします。

男女共同参画推進の課題を、市民の目線で考え、その解決のために効果的な事業を、市民の皆さんが、企画し、実施していただくものです。

男女の性別にかかわらず、団体・グループの皆さんに、柔軟で新しい発想の企画を応募していただきたいと考えています。

(問2) 事業を実施する上で必要なことは何ですか。

(答え) この事業は男女共同参画社会の実現を目指して行う活動です。そのことを参加者に知らせてください。

例えば

- ・ 講演会等の開会あいさつでテーマとして伝える。
- ・ 男女共同参画を話題にする。

2 事業の対象について

(問1) 事業の対象は何ですか。

(答え) 事業の対象は、男女共同参画を推進する事業です。さまざまな問題点をテーマにして、その解決のために効果的な活動とします。

男女共同参画の意識づくりや、女性も男性もすべての人がともに自立し生き生きと働き、活動する社会づくり、また、DV被害者支援などいろいろなものが考えられます。

(問2) 募集対象事業は、具体的にどのようなものが考えられますか。

(答え) 予想される事業（一例）

- ・ 男性料理教室、こども料理教室（男女一緒に）
- ・ 男性の育児講座、介護体験、男性家事参画
- ・ 男性地域デビュー支援
- ・ 女性の就業・起業支援
- ・ 子育て支援、介護者支援
- ・ 男女共同参画に関する意識調査、研究
- ・ 男女共同参画講演会、セミナー、写真コンテスト
- ・ 啓発情報紙等の発行
- ・ DV対策支援事業（臨時相談所開設・広報活動）

(問3) 一部の地域、一部の人が主に参加するような事業も対象になりますか。

(答え) 実施団体の活動の成果が、他の団体の好事例となることを期待していますので、事業が市内の一部の地域、一部の人が主な対象となっても、今後市内に拡大が見込まれる事業は対象となります。

ただし、参加者募集はできる限り広い範囲で行ってください。

(問4) 講演会等のイベントを1回だけ開催する場合も対象となりますか。

(答え) 講演・イベント等を企画から開催まで計画する場合、1回だけの開催も対象となります。

(問5) 私たちの団体では、以前から地域課題をテーマにした活動をしており、今後も継続したいと考えていますが、今回の対象事業となりますか。

(答え) 既存の活動をそのまま継続する場合は対象事業とはなりません。

ただし、それまでの活動を基に事業内容を拡大し、男女共同参画を推進する事業を実施する場合は対象となります。

(問6) 対象とならない事業は何ですか。

(答え) この事業の趣旨と異なるもののほか、次のような活動は事業の対象となりません。

- ・ 政治又は宗教を目的としたもの
- ・ 国、県、市の補助などを受けるもの
- ・ 営利を目的とするもの

3 申込対象者について

(問1) どのような団体が申込み対象となりますか。

(答え) 唐津市民が2人以上の団体やグループ、NPO、事業所などが対象になります。

また、市の委託事業であるため、これまで1年以上活動しており今後も活動する団体等で、企画から実施、完了報告まで実行できることが必要です。

ただし、営利、企業の宣伝、宗教、政治的な活動を目的とした団体でないこと、及び唐津市暴力団排除条例に基づく排除対象者、公秩序を乱し、善良な風俗を阻害するおそれがあると認められる団体等は対象となりません。

(問2) 女性グループが対象者ですか。

(答え) 性別は問いません。女性だけでも、男性だけでも、男女でも唐津市民が2人以上の団体であれば、申込み対象になります。

4 委託料について

(問1) 補助金ではないのですか。

(答え) 団体の活動の補助事業ではなく、唐津市が、団体に業務委託をします。業務委託契約を結び、委託料として支払います。

このため、総事業費は、参加者材料費などを除いて10万円以内で企画してください。

(問2) どのような経費が委託料の対象となりますか。

(答え) 経費は、次のようなものが対象となります。

ただし、提案された事業を、市が委託するため、事業実施の費用です。

団体等の通常の活動費用(例会・定例研修会など)は対象になりません。

費目	内容
(1)謝金	講師や外部協力者に対する謝金など
(2)旅費交通費	講師の移動に伴う交通費など
(3)消耗品費	文具、用紙、図書、各種消耗器具機材、雑品など (おおむね1品1万円以上のものや、耐久年数の長いものは対象外)
(4)印刷費	チラシ、ポスター、資料等の印刷代など
(5)役務費	通信運搬費(郵送、宅配料金)、広告代、イベント損害保険料など
(6)使用料・賃借料	機械器具リース代、会場使用料など

※ 提案された事業内容により、対象が多少異なる場合があります。

(問3) 対象外の経費には、どのようなものがありますか。

(答え) 次のようなものは、対象外としています。

(1) 実施団体事務局等の通常の運営にかかる恒常的経費

(2) 実施団体の会員や参加者のお茶代、食事代等

ただし、講師の昼食代(1,000円程度まで)、お茶代は可。

(3) 実施団体の通常の活動とみなされるような研修費、旅費等

(4) 備品購入費

5 実施後の結果報告について

(問1) 結果報告にはどのような書類が必要ですか。

(答え) 事業実施報告書の添付書類として、事業実績書、収支計算書、写真、チラシ、ポスター、参加者名簿、配付資料、活動記録、領収書など、事業実施の状況が分かるものを提出してください。

(問2) 委託料を申請し、前金で交付を受けることは可能ですか。

(答え) 可能です。事業が採択された場合、事業実施前に、市と受託者は、唐津市財務規則に基づき契約し、その後交付します。

6 その他

(問1) 市報などで、参加者募集などのPRをしてもらうことは、可能ですか。

(答え) 市報、市のホームページ、LINE 配信でのPRは可能です。内容を審査のうえ決定します。

市報は、掲載月の前々月の10日までに、LINE やホームページ掲載等の依頼は、行事開催日の3週間前までに男女共同参画室に申し出てください。

(スペース等の都合上、掲載できない場合もあります。)

チラシ等の配布や、ポスターの掲示も申し出をお願いします。

※FMからつやケーブルテレビなどは、実施団体が直接、手配してください。

(問2) 事業の流れはどうなりますか。

(答え)

1 申し込み受付

2 選定委員会による採択事業の決定

選定委員会で申込団体に提案事業の説明をしていただきます。

時間は、事業説明：10分以内、質疑応答：5分以内を予定しています。

効果的な事業とするために、条件を付けて採択することがあります。

3 採択、不採択の通知

4 実施内容・実施計画の詳細打合せ

5 実施内容の決定、契約の取り交し

6 提案事業の開始

実施状況の確認のため、事業期間の途中で打合せなどを行います。

7 提案事業の実施完了

8 報告書の提出

9 委託料の支払い（前金払いも可能です）